

クブチ沙漠植林活動を支援する会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クブチ沙漠植林活動を支援する会補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、クブチ沙漠植林活動を支援する会(以下「支援する会」という。)が主体となり実施する事業等に要する経費の補助を行うことにより、植林活動をとおした日中友好交流の促進と環境保全の推進を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、支援する会が実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) クブチ沙漠植林活動
- (2) クブチ沙漠植林活動を支援するための事業
- (3) 市民にクブチ沙漠植林活動の意義・成果を広報するための事業
- (4) 砂漠の緑化等により地球環境の改善を促進するための事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(補助対象団体)

第4条 本補助金の交付の対象となる団体は、支援する会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費から支援する会の財源のうち本補助金以外の収入に相当する額を控除した額に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれクブチ沙漠植林活動を支援する会補助金事業計画書(様式第1号)及びクブチ沙漠植林活動を支援する会補助金収支予算書(様式第2号)によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(実績報告書)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付の対象となる年度内の事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は、交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれクブチ沙漠植林活動を支援する会補助金事業報告書(様式第3号)及びクブチ沙漠植林活動を支援する会補助金収支決算書(様式第4号)によるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年度 クブチ沙漠植林活動を支援する会補助金事業計画書

事業名	
事業の目的	
事業の内容	(実施年月日)
	(実施場所)
	(参加人数)
	(実施内容)

様式第2号（第7条関係）

年度 クブチ沙漠植林活動を支援する会補助金収支予算書

1 収入 (単位：円)

区 分	金 額	適 用
鳥取市補助金		
計		

2 支出 (単位：円)

区 分	金 額	適 用
計		

様式第3号（第10条関係）

年度 クブチ沙漠植林活動を支援する会補助金事業報告書

事業名	
事業の目的	
事業の内容	(実施年月日)
	(実施場所)
	(参加人数)
	(実施内容)
事業の成果	

様式第4号（第10条関係）

年度 クブチ沙漠植林活動を支援する会補助金収支決算書

1 収入

（単位：円）

項目	予算額	決算額	増減	摘要
鳥取市補助金				
合計				

2 支出

（単位：円）

項目	予算額	決算額	増減	摘要
計				